

# 当初設計書

設  
計

精  
算

起工番号 : 浸農整第904号

工期 : 140日間

会計年度 : 令和 7 年度

単価世代 : 令和07年08月01日 農林

事業名 : 流域湛水減災対策事業

諸経費率 : 農林施設機械 令和06年10月

工事名 : フラップゲート (M-35 原田地区外) 設置業務委託

設計部課名 : 三潁総合支所 環境建設課

工事場所 : 久留米市 三潁町原田・草場 地内

設  
計  
の  
概  
要

(当初設計)

原田地区 (M-35)

フラップゲート設置 ( 800 ) N=6箇所

フラップゲート設置 ( 500 ) N=1箇所

フラップゲート設置 ( 300 ) N=1箇所

フラップゲート設置 ( 200 ) N=1箇所

草場地区 (M-34)

フラップゲート設置 ( 800 ) N=1箇所

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
原田地区 (M-35)	1	式				
【工場製作】	1	式				
機器単体費	1	式				
原田地区 800	1	式				
フラップゲート 800 戸当り型	5	基				
原田地区 800	1	式				
フラップゲート 800 バンド取付型	1	基				
原田地区 500	1	式				
フラップゲート 500 バンド取付型	1	基				
原田地区 300	1	式				
フラップゲート 400 戸当り型	1	基				
原田地区 200	1	式				

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
フラップゲート 250 戸当り型	1	基				
直接製作費計	1	式				
製作工事原価	1	式				
【据付工事】	1	式				
原田地区 、 、 、 、 800	1	式				
輸送費 (フラップゲートのみ)	1	式				
据付労務費 フラップゲート据付	1	式			単 1 号	
機械経費 溶接機 (200A) , 器具損料	1	式			単 2 号	
巻コンクリート 18-8-20 (高炉B) , 型枠込	5	箇所			単 3 号	
原田地区 800	1	式				
輸送費 (フラップゲートのみ)	1	式				
据付労務費 フラップゲート据付	1	式			単 4 号	

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
機械経費 溶接機 (200A) , 器具損料	1	式			単 5 号	
原田地区 500	1	式				
輸送費 (フラップゲートのみ)	1	式				
据付労務費 フラップゲート据付	1	式			単 4 号	
機械経費 溶接機 (200A) , 器具損料	1	式			単 5 号	
原田地区 300	1	式				
輸送費 (フラップゲートのみ)	1	式				
据付労務費 フラップゲート据付	1	式			単 4 号	
機械経費 溶接機 (200A) , 器具損料	1	式			単 5 号	
原田地区 200	1	式				
輸送費 (フラップゲートのみ)	1	式				
据付労務費 フラップゲート据付	1	式			単 4 号	

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
機械経費 溶接機 (200A) , 器具損料	1	式			単 5 号	
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費 (率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
据付間接費	1	式				
据付工事原価	1	式				
設計技術費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
	1	式				



## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
草場地区 (M-34)	1	式				
【工場製作】	1	式				
機器単体費	1	式				
草場地区 800	1	式				
フラップゲート 800 戸当り型	1	基				
直接製作費計	1	式				
製作工事原価	1	式				
【据付工事】	1	式				
草場地区 800	1	式				
輸送費 (フラップゲートのみ)	1	式				
据付労務費 フラップゲート据付	1	式			単 6 号	
機械経費 溶接機 (200A), 器具損料	1	式			単 5 号	

## 本 工 事 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	基 準
巻コンクリート 18-8-20 (高炉B), 型枠込	1	箇所			単 3 号	
直接工事費計						
共通仮設費計						
共通仮設費(率化)	1	式				
共通仮設費率分	1	式				
純工事費	1	式				
現場管理費	1	式				
据付間接費	1	式				
据付工事原価	1	式				
設計技術費	1	式				
工事原価	1	式				
一般管理費等	1	式				
	1	式				



フラップゲート（M-35 原田地区外）設置業務委託

特記仕様書

令和7年9月

久留米市 三潞総合支所 環境建設課

## 第1条 適用範囲

本仕様書は、フラップゲート（M-35 原田地区外）設置業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。本業務の履行にあたっては、本仕様書によるほか、各項によるものとする。

- (1) 福岡県農林水産部土木工事共通仕様書（福岡県農林水産部）
- (2) 施設機械工事等共通仕様書（福岡県農林水産部）
- (3) 土木工事施工管理基準（農業農村整理事業）（福岡県農林水産部農産漁村振興課）
- (4) 土地改良事業計画設計基準
- (5) 河川管理施設等構造令・同施工規則
- (6) 鋼構造物計画設計技術基準「水門編」
- (7) 日本産業規格（JIS）
- (8) 水門鉄管技術基準
- (9) 鋼道路橋塗装・防食便覧
- (10) その他関係諸法規等基準

## 第2条 業務目的

現在、豪雨による周辺地区からの雨水流入により県営用水路 塚崎・小犬塚線（クリーク）の水位が上昇し、接続する水路へ水が逆流する現象が発生している。これらにより、宅地及び田畑に浸水被害が拡大し、住民の人命・財産が脅かされている。今回、本設計書のとおり、フラップゲートを設置することにより、浸水被害の軽減を図る。

## 第3条 業務場所

- (1) 場所 久留米市 三潞町原田・草場 地内

## 第4条 業務内容

原田地区

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) フラップゲート設置（φ800） | N=6 箇所 |
| (2) フラップゲート設置（φ500） | N=1 箇所 |
| (3) フラップゲート設置（φ300） | N=1 箇所 |
| (4) フラップゲート設置（φ200） | N=1 箇所 |

草場地区

- |                     |        |
|---------------------|--------|
| (1) フラップゲート設置（φ800） | N=1 箇所 |
|---------------------|--------|

## 第5条 工事各種保険

- (1) 請負者は、第三者等の安全確保をすべてに優先するために、作業に伴い第三者に与えた損害を補填する保険に加入すること。

請負者は工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法廷外の労災保険に付さなければならない。

なお、請負者は上記保険の証券等（人の選定について請負者は契約内容が分かるもの）の写しを監督職員に提出すること。

- (2) 下請負人を選定するに当たっては、久留米市内に本店を有するものの中から選定するよう努めなければならない。

## 第6条 交通保安規則

- (1) 業務時間は、原則として、交通に与える影響の少ない昼間時間帯とする。(9:00～17:00)  
やむを得ず、休日及び作業時間の変更を必要とする場合は、事前に監督職員と協議すること。
- (2) 業務の実施に際して行なう交通制限等に関しては、発注者及び関係機関と十分協議し業務区間内においては、公衆に迷惑を及ぼさないよう努めるととともに現場状況に応じて適切な保安設備を設置し、公衆に危害を及ぼさないよう努めること。尚、保安設備を施しているにも拘らず公衆の事故、危害・既設構造物等に損傷が発生したときは請負者の負担によりその損害賠償等の責任を負わなければならない。
- (3) 請負者は、業務完了次第、業務箇所を速やかに整理し交通等に支障がないようにする。

## 第7条 その他

- (1) 請負者は、業務に先立ち発注者に施行に際しての関係書類（業務着手届、施工計画書、承諾図書等）を提出し承認を得なければならない。
- (2) 業務完了後、社内検査（試運転含む）を行い、（社内検査合格書、業務完了届）を提出すること。  
作業中第三者及び施設物等に損害を与えた場合は、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (4) 本業務箇所は農業用水利施設であるため、水門操作人等、地元水利関係者と事前に協議を行うこと

## 第8条 暴力団排除に関する事項

請負者は、本業務の実施にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。暴力団等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出する

こと。

- (2) 暴力団等から不当要求による被害又は委託妨害を受けた場合は、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届けを提出すること。
- (3) 排除対策を講じたにもかかわらず、委託に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

#### 第9条 暴力団排除に係る下請契約に関する事項

請負者は、本業務の下請業務に関して、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 下請契約（二次以降の下請契約を含む）の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合は、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もあること。
- (2) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書（下請負人用）」を提出させ、その写しを監督員へ提出すること。

#### 第10条 障害者差別の解消に関する事項

請負者は、本業務の実施に当たって、障害を理由とする差別の解消に関する法律（平成25年法律第65号）を遵守するとともに、発注者の取扱いに準じて、障害者に対する合理的配慮の提供をしなければならない。

#### 第11条 疑義

本業務の作業において、業務遂行上確認しておかなければならない事項や疑義が生じた場合には、直ちに監督員へ確認・協議し、手戻りが生じないようにしなければならない。

#### 第12条 秘密の厳守

請負者は、本業務に関するすべての事項について機密に厳守し、他に漏らしたり転用したりしてはならない。

#### 第13条

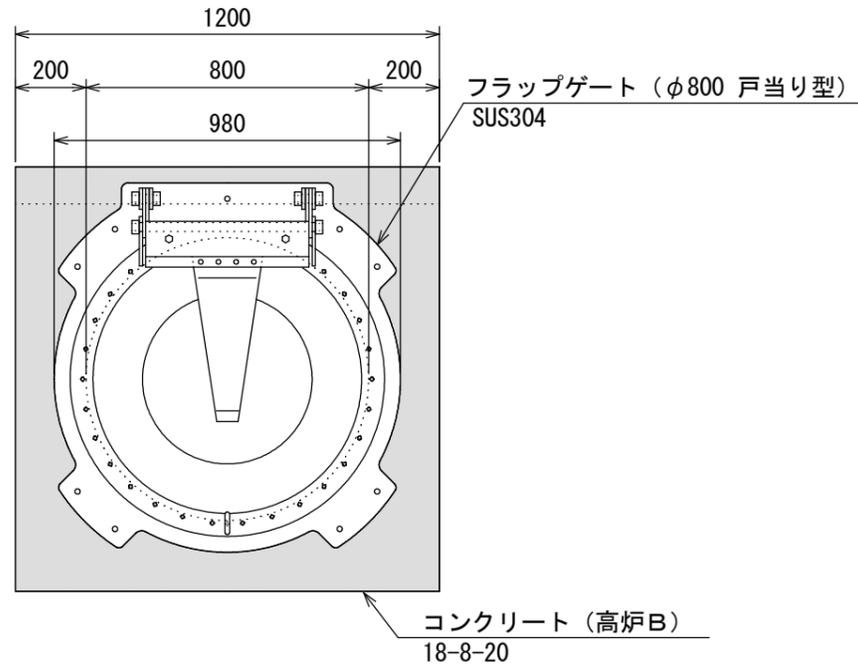
仕様書に明記されている『工事』は『業務』と読み替えるものとする。



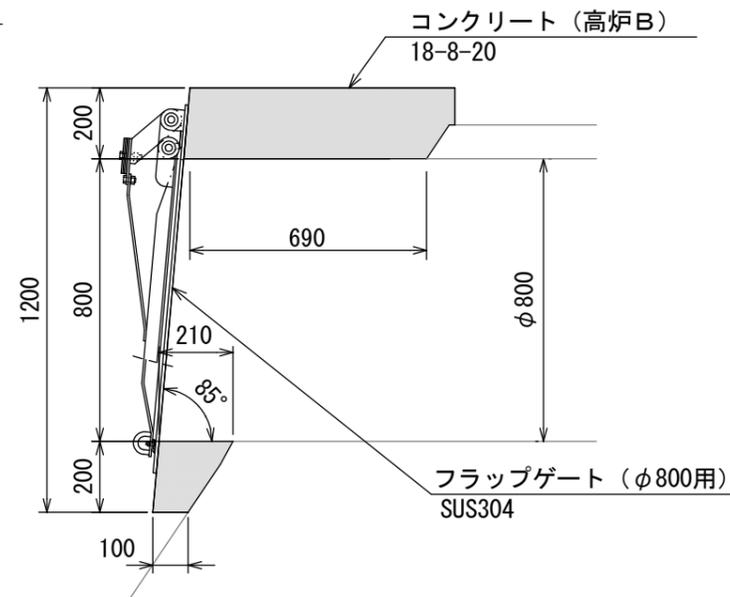


原田地区①、②、④、⑤、⑨、草場地区①

正面図 S=1/20



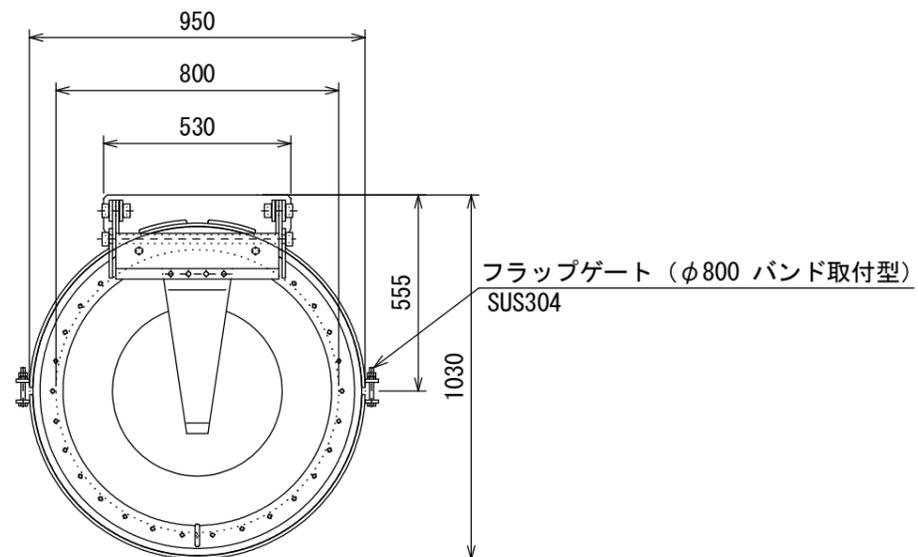
側面図 S=1/20



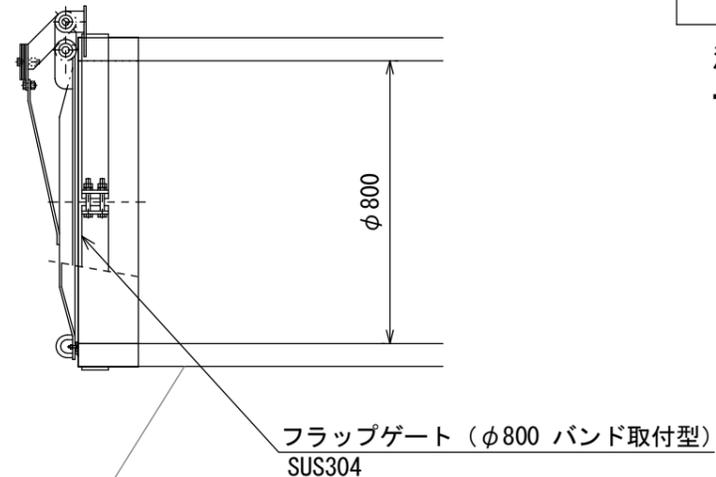
材料	型 枠	フラップゲート
(m3)	(m2)	(箇所)
0.54	2.88	1.0

原田地区③

正面図 S=1/20



側面図 S=1/20



材料	型 枠	フラップゲート
(m3)	(m2)	(箇所)
		1.0

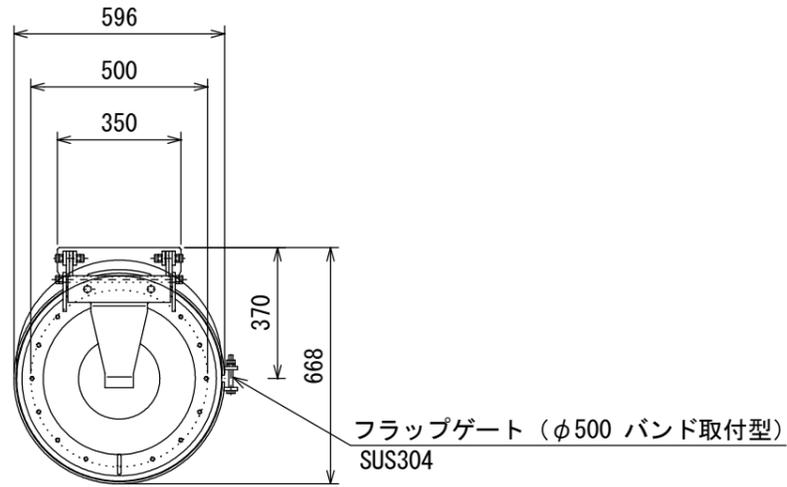
注意事項

- ・受注者は現地確認を行い、承諾図書を作成後、監督職員へ提出し承認を得てから整備据付を行うこと。

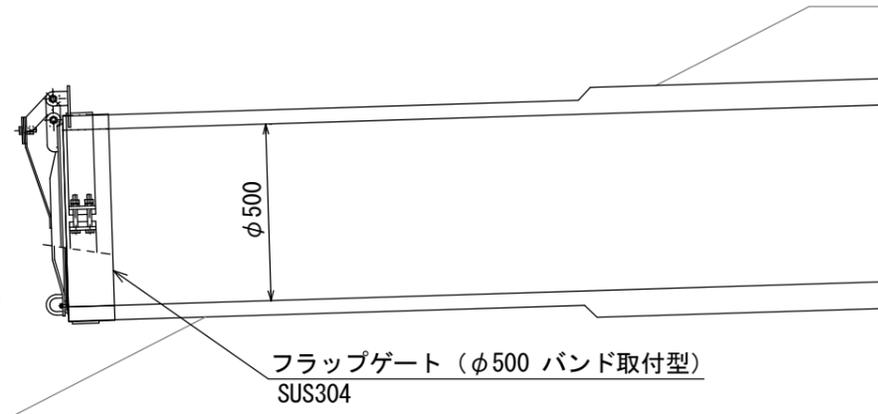
工事年度	令和7年度	事業名	流域湛水減災対策事業
工事名	フラップゲート (M-35 原田地区外) 設置業務委託		
工事箇所	久留米市 三潯町原田・草場 地内		
図面名	原田地区①、②、③、④、⑤、⑨、草場地区① (正面図・側面図)		
縮 尺	図示	図面番号	1/3
久留米市 三潯総合支所 環境建設課			

原田地区⑥

正面図 S=1/20



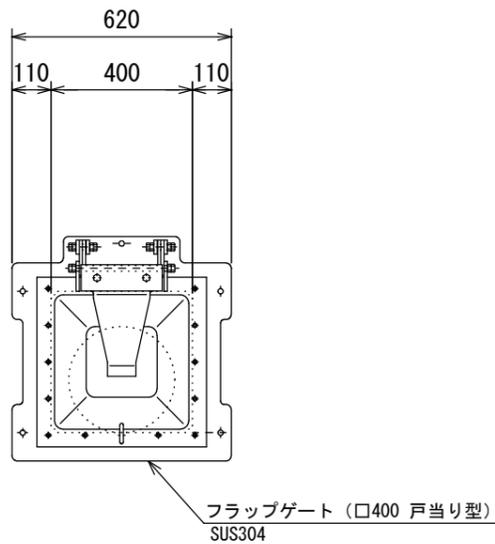
側面図 S=1/20



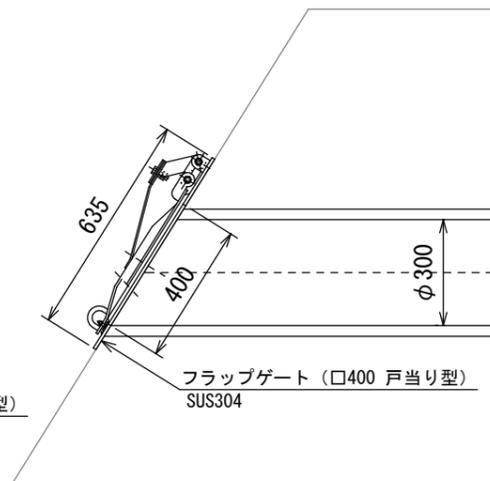
材 料 表 (1箇所当たり)	
フラップゲート (箇所)	1.0

原田地区⑦

正面図 S=1/20



側面図 S=1/20



材 料 表 (1箇所当たり)	
フラップゲート (箇所)	1.0

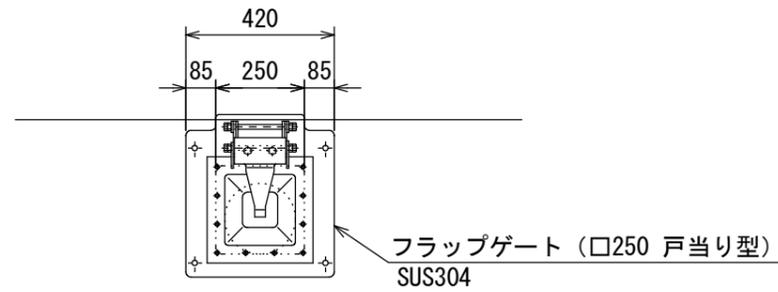
注意事項

- ・受注者は現地確認を行い、承諾図書を作成後、監督職員へ提出し承認を得てから整備据付を行うこと。

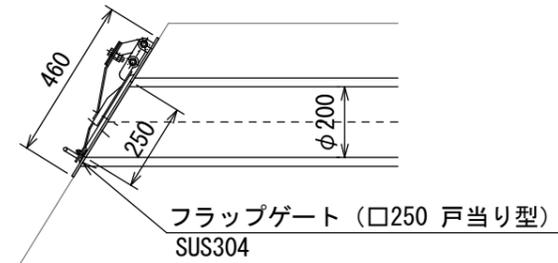
工事年度	令和7年度	事業名	流域湛水減災対策事業
工事名	フラップゲート (M-35 原田地区外) 設置業務委託		
工事箇所	久留米市 三潯町原田・草場 地内		
図面名	原田地区⑥、⑦ (正面図・側面図)		
縮尺	図示	図面番号	2/3

原田地区⑧

正面図 S=1/20



側面図 S=1/20



材 料 表 (1箇所当たり)	
フラップゲート (箇所)	1.0

注意事項

- ・受注者は現地確認を行い、承諾図書を作成後、監督職員へ提出し承認を得てから整備据付を行うこと。

工事年度	令和7年度	事業名	流域湛水減災対策事業
工事名	フラップゲート (M-35 原田地区外) 設置業務委託		
工事箇所	久留米市 三潯町原田・草場 地内		
図面名	原田地区⑧ (正面図・側面図)		
縮尺	図示	図面番号	3/3
久留米市 三潯総合支所 環境建設課			